

第 3 号 議 案

令和2年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年9月14日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	港湾管理費	35,000 ^{千円}